

第3800号議案

第233回福岡県都市計画審議会議案

平成30年 5月29日
福岡県中小企業振興センター

目 次

議案番号	議 案	ページ
第 3 8 0 0 号	福岡広域都市計画道路の変更（福岡県決定）について	1 ～ 4

第3800号議案

30都第 号
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

福岡広域都市計画道路の変更（福岡県決定）について

平成30年5月29日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画道路の変更（福岡県決定）

都市計画道路中 3・4・10-2 号宗像福間線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	3・4・10-2	宗像福間線	宗像市 石丸三丁目	宗像市村山田	宗像市土穴	約 10,910m	地表式	2 車線	18m	幹線街路土穴朝町線と立体交差 幹線街路と平面交差 7 箇所	面積 約 5,000 m ²
	車線数の内訳		4 車線			約 1,840m	なお、宗像市土穴地内に赤間駅前北口駅前広場を設ける。				
			2 車線			約 9,070m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別紙のとおり

福岡広域都市計画道路の変更理由書（福岡県決定）

■ 3・4・10－2号 宗像福岡線（区域変更）

3・4・10－2号宗像福岡線は、昭和38年に都市計画として決定された路線で、宗像市石丸三丁目を起点に、宗像市村山田を終点とする延長約10,910m、幅員18mの幹線街路です。

宗像市の都市計画「第2次宗像市都市計画マスタープラン」（平成27年5月）において、本路線は、JR赤間駅及び東郷駅を結ぶ都市内中心軸の役を担う道路に位置付けられています。また、宗像地域と玄海地域を南北に結ぶ主要地方道宗像玄海線と接続しており、世界遺産に登録された「宗像・沖ノ島と関連遺産群」へのアクセス道路網を形成する重要な道路でもあります。

今回、本路線と並行する八並川の河川管理用通路について、河川管理者と協議した結果、当該河川管理用通路を避けて道路の区域を定める必要が生じたので、道路の線形を見直し、都市計画道路の区域を変更するものです。

新旧対照表

下線部は新、()は旧

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		
幹線街路	3・4・10-2	宗像福岡線	宗像市石丸三丁目	宗像市村山田	宗像市土穴	約 10,910m	地表式	2車線	18m	幹線街路土穴朝町線と立体交差 幹線街路と平面交差7箇所	面積 約 5,000 m ²	
	車線数の内訳		4車線			約 1,840m						
			2車線			約 9,070m						
						なお、宗像市土穴地内に赤間駅前北口駅前広場を設ける。						

※ () 旧はなし